帯広協会病院施設維持管理業務仕様書

1. 目　的

本業務は、建築設備について中央監視制御装置等を活用し、エネルギー使用の適正化、温室効果ガス排出の削減を図りつつ正常で効率的なボイラー等暖房設備の運転及び管理を行うことにより、建築物の用途に応じた利用と施設運営に資するとともに、目視等の簡易な方法により建築設備の劣化及び不都合の状況を把握し、保守等の措置を適切に講ずることにより所定の機能を維持し、事故・故障等の未然の防止に資することを目的とする。

1. 業務内容

（1）中央監視業務

　　 設備機器の運転及び中央監視盤による各設備の運転状態の状態監視、警報監視を行う。

　（2）日常巡視点検業務

　　 目視点検などにより、設備機器等が通常の状態を維持できていることを確認する。

　（3）営繕業務

　　①　1件当たり概ね20万円以内の資材を使用する建築物、備品等の製作及び修繕を行う。

　　②　院内において、備品及び物品等の運搬・移設を行う。

　　③　日常的に発生する電球交換、水周り修理などを行う。

　　④　営繕業務に係る資材費は全額委託者の負担とする。

　（4）その他の業務

　　①　定期保守点検、修理・改修工事の作業立会を行う。

　　②　光熱量の検針、報告を行う。

　　③　酸素ボンベの院内搬送、不具合対応を行う。

　　④　重油オイルタンクの入荷立ち会い、在庫管理。

　　⑤　空調機の点検及びフィルター交換・洗浄等。

　　⑥　病院敷地内及び公宅・職員駐車場の草刈り、除雪等。

　　⑦　清掃委託業者の業務範囲外の臨時的な清掃（窓拭き・スポット清掃）。

　　⑧　その他施設維持管理業務に必要な事項。

1. 業務時間
   1. 平　日　　　　８：３０～１７：００まで　（３名）
   2. 土・日・祝日　８：３０～１７：００まで　（１名）
   3. 夜間全日　　　１７：００～８：３０まで　（１名）
2. 業務従事者

本業務に従事する業務員は、ボイラー圧力容器安全規則に基づく有資格者（２級ボイラー技士２名以上、乙種第４類危険物取扱者２名以上）を配置するものとする。

1. 業務の報告等

業務従事者はボイラー運転及び施設管理業務に係る記録・報告書の作成、提出を行う。

1. 消耗資機材等

　　業務の実施にあたり使用する電力・用水・燃料等及び消耗品・工具等は委託者の負担とする。

1. 異常発生時

　　　　ボイラー等設備に故障及び異常等が発生した場合、速やかに下記の措置を行う。

* 1. 適正な措置を講じるとともに、簡単に修理等ができないとき及び危険が予想されるときには、速やかに業務担当員に連絡して指示を受けること。
  2. 緊急事態の発生時は、速やかに業務担当員と連絡を取り指示を受けるとともに、必要な応急措置を講ずる。この場合、人身に危険が及ばないように配慮する。

1. 関係法令の遵守

受託者は、常に安全に努め必要な法令、規則を確実に遵守しなければならない、また業務に従事する者に安全教育等を実施し万全の措置を講じるものとする。